

# 医事法

## 12. 医療事故をめぐる問題(2)

7階第5研究室

江原朗

(第9章参照)

# 医療事故における 民事責任の法的構成

- 医療技術上の過誤
- 説明責任違反
- プライバシー・情報漏洩
- 民事責任の立証が必要
  - 不法行為
  - 債務不履行

# 民事上の責任を証明する必要

- 不法行為であれば、以下の3点の証明
  - 故意・過失
  - 権利侵害
  - 損害の発生
- 時効
  - 不法行為：損害を知ってから3年、行為時から20年
  - 債務不履行：10年

# 医師の責任要件

- 診察時に診療契約が成立  
(準委任契約)
- 医師：
  - 手段債務：専門的知識・技術を駆使して治癒の結果達成に努力（治療の結果によるものではない）
  - 応召義務：診療の求めがあった際に正当な理由がなければ拒否できない

# 医療水準と決定要素

- 医療水準：医師の裁量は医療水準の範囲内
- 転送義務：医療水準に従った医療行為をなしえない場合は、他の医療機関に転送
- 医療慣行と医療水準：慣行に従っても医師の責任を否定できない。
  - 医療保険で認められない治療を拒むことは免責とならない

# 治療法が医療水準に 達していない治療法

- 実施義務はない
- それを実施している医療機関への  
転送義務もない
- 特殊な治療法で医療水準になれば、  
治療拒否可能、転送拒否可能

# 医薬品の添付文書

- 医薬品の危険性や副作用など、患者の安全を確保するために医師に注意を惹起する重要な書面
- したかわない場合には、過失が推定
- オーフアンドラッグの問題なども

# 治療上のガイドライン

- 特定の臨床状況における適切な医療について、医師と患者の決定を支援するための系統的な見解
- 治療当時に最も興味あるとされる処置に関する情報
- しかし、医学は日々進化しており、ガイドラインに反する治療法も出現する。こうした治療法を否定する危険性もある

# 説明義務違反

- インフォームド・コンセント：患者に対して治療行為の内容等を説明し、同意を得る必要。
- 同意のない治療は、患者の自己決定権侵害とされ、損害賠償の対象（結果の良し悪しに関係なし）
- パターナリズムの否定
- しかし、患者の輸血拒否などの問題をはらんでいる。

# インフォームド・コンセントの 問題点

- 患者が提供される医学情報を評価判断できない
- 医学的に不合理な決定で生命に危険なことも
- 同じ情報でも選択の結論が変わる危険性。
- 医師の情報提供と免責に重きを置く傾向
- 自己決定したくない患者が決定を強制される

# 説明義務の分類

- 承諾を得るための説明
  - 患者の自己決定権と関連
- 療養指導としての説明
  - 退院時の両親への説明など
- 顛末報告としての説明
  - 診療契約に付随義務

# 説明義務の内容

- 診断の内容
  - 患者の現在の状態
  - 予定している治療法の概要と目的・方法
  - 治療の危険・副作用の可能性
  - 代替できる治療法の有無と期待できる効果
  - 放置した場合の転帰
  - 治療期間
- など